



## 医療法人 清水会

指定介護予防入居者生活介護 指定特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホーム

# リバーサイドケア赤池

## 運営規定

# リバーサイドケア赤池 運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人 清水会が開設する リバーサイドケア赤池(以下「事業所」という。)が行う指定特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも利用者が事業所に置いてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 リバーサイドケア赤池
- ② 所在地 日進市赤池町屋下373番地
- ③ 特定施設の類型 混合型

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名(常勤専従)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者はそれぞれの職種に必要な業務を行う。

生活相談員	2	名（常勤専従2名）
看護職員(准看護師)	4	名（常勤専従4名）
介護職員	24	名（常勤専従23名）(計画作成担当者常勤兼務1名)
計画作成担当者	1	名（介護職員常勤兼務1名）
機能訓練指導員	1	名（常勤専従1名）

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がない時は、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行う。(他従業者も同様)

(入所定員及び居室数)

第5条 指定特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホーム100名のうち、指定特定施設入居者生活介護の定員は65名とする。
- ② 居室数100室のうち、指定特定施設入居者生活介護の居室は65室とする。

(指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 入浴(週3回)、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
  - ② 日常生活動作の機能訓練(週2回)
  - ③ 療養上の世話
  - ④ 健康チェック(健康診断年2回、但し希望者は週1回の無料相談可能)
- 2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別紙「有料サービス一覧表」の費用を徴収する。
  - 3 おむつ代は、その種類によって別紙「介護サービスの一覧表」の費用を徴収する。
  - 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き)

第7条 生活相談員等は、利用者を介護居室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応方法)

第9条 生活相談員等は、介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関(相生山病院)に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害似〔備えるため、年2回の避難・救出訓練を行う。〕

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清水会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月21日から施行する。